

令和元年度第2回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和元年10月17日(木) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所1階 101会議室	
出席委員	<p>会長 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学工学部教授)</p> <p>副会長 小池 孝範 (学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI)</p> <p>委員 佐藤 博司 (事業者団体関係者 / 日野市商工会建設業部会部会長)</p> <p>委員 亀山 孝一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委員 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委員 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>	
<p>次第</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 工事の運用状況について</p> <p>(2) 委託の導入について</p> <p>(3) その他</p> <p>3. 閉会</p>		
質問・意見		回答・結果
<p><b>2 議事</b></p> <p>(1) 工事の運用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出された労務台帳に記載されている実賃金額通りに支払っているという根拠はなにか。根拠資料を提出してもらい確認すべきでは。</li> <li>・ 確認する必要がある場合とは。</li> <li>・ 総合評価方式による入札の場合は、支払賃金に関する加点申請をする場合には確認のため賃金台帳を提出することになっている。公契約条例においても同様に賃金台帳の提出を求めている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の公契約条例、施行規則では根拠資料の確認について定めがなく、「公契約条例の手引き」においても提出物は労務台帳のみとなっているため、根拠資料の提出は求めています。台帳の内容を確認する必要がある場合は調査を行うことになっています。</li> <li>・ 労働者から、賃金が基準額を下回っているとの申出があった場合などです。</li> </ul>

・ 労務台帳に記載されている労働者が実際に現場で従事していることを施工体制台帳で確認したほうがよいのでは。

・ 賃金台帳を提出してもらっても、公契約の現場で何時間働いたかということは読み取れないため、労務台帳との照合はできず根拠資料とはならない。受注者の負担も考慮し、当面は労務台帳のみの提出というところから始めては。

・ 労務台帳の提出時期が市担当者、受注者双方に正しく理解されていないのでは。

(1 回目：対象契約に係る賃金等を最初に支払った月の翌月 10 日まで

2 回目：対象契約に係る賃金等を最後に支払った月の翌月 10 日まで)

・ 「賃金を支払った月の翌月 10 日までに提出」という期限の設定が現実的ではないのでは。翌月末等としてはどうか。

・ 現在の決まりでは労務台帳の提出時期は最初と最後の 2 回となっているが、契約直後で現場があまり動いていない時期に提出してもらってもサンプルが少なすぎる。また、2 回目の台帳を提出してもらっても、完工後現場がはけてしまうと内容の確認ができなくなってしまふ。提出時期を中間期と完工後としたほうがデータが集まり、内容の確認や審議会での議論もしやすいのでは。

#### (2) 委託の導入について

・ マンパワーが必要な業務、生活の安全に関わる業務という観点から、現在議論に上がっている 7 業種（清掃、施設管理、道路・公園管理、学校給食、駐輪整理、廃棄物収集・運搬・処理、子育て支援）を当面对象としていけるとよいと思う。

・ 対象金額については 1000 万円以上の契約ということによいと思う。

・ 提出された労務台帳の記載内容の確認方法については、今年度は現行の手引きに則って行い、来年度以降取り扱いを変更するかどうかについては今後の審議会でご審議いただきたいと思います。

・ 「公契約条例の手引き」に、よりわかりやすい説明を記載するようにします。

・ 来年度以降取り扱いを変更するかどうかについては今後の審議会でご審議いただきたいと思います。

- ・ 3000 万円以上とすることで、対象とすべき業務が対象から外れてしまう可能性がある。また、3000 万円以上とすると、対象契約が委託契約全件の 10 分の 1 以下となってしまう見通しとなり、対象が狭くなりすぎる。
- ・ 3000 万円以上がよいと思う。理由の 1 つは、対象を広げると市の事務量がそれだけ増加すること。もう 1 つは「条例の対象となると受託した事業者に負担がかかる」ということを考えたとき、1000 万円程度の契約を対象とすべきかどうかということ。業種によっては事業者が少なく、対象契約となったことにより生じる負担を理由に受託しないと言われてしまうと困るのでは。事務量が増えることに伴って契約額が増えるわけでもなく、事業者の負担が増えるばかりである。
- ・ 事業者にとって、条例の対象になることによる金額や時間の面での負担というよりも、「わからない」ということに対する不安が大きすぎて、受託に二の足を踏んでしまうということがあるのではないかと思う。
- ・ 競争による契約案件は 1000 万円以上、特命随意契約の案件は 3000 万円等、対象金額を分ける方法もあるのでは。
- ・ 初めは狭い範囲で試行してみないと厳しいのでは。3000 万円以上でスタートして、徐々に対象範囲を広げていけばよいと思う。後から対象を絞っていくことは難しい。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市としての対象範囲・対象金額に関するビジョンはあるか。</li>   <li>・対象業種と対象金額については、各委員が持ち帰って次回の審議会までに検討することとしたい。</li>   <li>・今後の審議会で委託の労働報酬下限額について審議する際、一から議論をするのではまとまりにくいので、事務局で参考となる考え方の指針を用意してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なビジョンはありませんが、まずは委託契約に公契約条例を導入する第一歩を踏み出すことが大事であると考えています。条例の趣旨を委員の皆様にご理解いただき、ご意見を伺うという諮問の形になっていますので、市のほうから指定するかたちのものは特にありません。</li>   <li>・委託の労働報酬下限額については、来年度に入ってから審議を予定しています。</li> </ul>
--	--